

魚津市告示第36号

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。）第21条に基づき、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、本市の商工業振興事業の円滑な推進を図るため、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下「法」という。）の定めにより設立された魚津商工会議所が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、法第9条に規定する事業に係る経費のうち、魚津商工会議所が商工業振興事業を行うために必要な経費で、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、消費税及び地方消費税の額は除く。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表の補助対象事業ごとに、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度5月末までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象事業の経費内訳

(4) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該交付申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 市長の承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(5) 補助金の使途が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象事業の経費内訳

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金額の確定通知書（様式第5号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）に記載された交付決定額を上限とする。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金概算払請求書（様式第6号）により、市長に請求しなければならない。

（概算払の精算）

第11条 補助事業者は、前条の規定により概算払による補助金の交付を受けたときは、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金概算払精算書（様式第7号）により精算手続きをとるとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

（関係書類の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（魚津商工会議所補助金交付要綱の廃止）

2 魚津商工会議所補助金交付要綱（平成23年魚津市告示第12号）は、廃止する。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象事業名	事業内容	対象経費
1 産業振興事業	市内事業者を対象とする産業振興に寄与する講演会又はセミナー開催、専門相談窓口の設置等の事業	旅費、報償費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、広告費、使用料、賃借料及び委託料
2 広報事業	魚津商工会議所で作成する定期的な機関紙の発行、啓発チラシ・ポスターの作成、ホームページ又はSNSの開設又は更新等の事業	
3 販促・物販展事業	市外における地場産品の物販、PR活動等の事業	
4 部会等活動事業	青年部、女性会、各種部会等の運営に関する事業	
5 その他商工業振興に関する事業	その他商工業振興等に関する事業	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付申請書

年度において魚津商工会議所商工業振興事業を実施したいので、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業名

（別表における補助対象事業名を記載すること。）

2 申請額 金

円

関係書類

（1） 事業計画書

（2） 収支予算書

（3） 補助対象事業の経費内訳

（4） その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津商工会議所商工業振興事業費補助金について、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

補助対象事業名

1 交付します。

交付決定額 金 円

交付の条件

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 交付しません。

交付しない理由

様式第3号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津商工会議所商工業振興事業費補助金については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

取消しの理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津商工会議所商工業振興事業費補助金について、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の実施状況

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
年 月 日 金 円	金 円	金 円

関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業の経費内訳
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津商工会議所商工業振興事業費補助金については、魚津商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長



様式第 6 号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津商工会議所商工業振興事業費補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額

金

円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

魚津商工会議所商工業振興事業費補助金概算払精算書

概算払を受けた魚津商工会議所商工業振興事業費補助金について、下記のとおり精算します。

記

1	概算払額	金	円
2	交付確定額	金	円
3	戻入（返納）額（1－2）	金	円
	又は		
	追加交付額（2－1）	金	円